

(表2) 年金記録漏れの原因と救済策

2007年6月7日 加藤敏幸事務所

主原因	想定される原因	責任の所在	救済の可能性など
データの欠落	<p>手書き年金台帳の毀損(散逸、焼失、高潮による流出など)                      年金台帳への記載漏れ・転記ミス                      オンライン化時・基礎年金番号付与時の入力漏れ                      未納保険料の一括払い記録の登録ミス</p> <p>データ管理のミス・システム障害(社保庁のコンピューターでデータが自動消滅している)                      厚生年金から脱退して再加入しないものとしてコンピューターに登録しなかったもの</p>	<p>自治体の業務管理</p> <p>自治体の業務管理                      社保庁の業務管理                      社保庁の業務管理                      とシステム設計                      社保庁の業務管理                      とシステム設計                      社保庁の業務管理</p>	<p>、、、、、、のいずれも、領収証等の提示や関係者の証言などによる救済が可能。</p> <p>、、、は、年金台帳やマイクロフィルムの照合作業によっても救済が可能。</p>
データの不備・データ管理の不備	<p>同姓同名・同日生まれの者の照合不備                      氏名・生年月日・性別の入力ミス                      (オンライン化・基礎年金番号付与時の漢字の読み間違いや数字の入力ミス)                      保険料納付一覧の記載ミス(氏名のミスが多い)                      年金手帳の二重発行(企業の担当者が前職の手帳提出を求めず、新たに手帳を発行するケース)</p>	<p>社保庁の業務管理                      社保庁の業務管理                      とシステム設計</p> <p>事業所                      事業所</p>	<p>は社保庁の確認作業で照合が可能。いずれも、領収証等の提示や関係者の証言などによる救済が可能か。</p> <p>氏名に関しては、想定される違う読み方で照合するシステムを導入することも可能。(薫など、男女共通の名前も同様)</p>
元々年金権が無いもの	<p>保険料の未納・引き落とし口座の残高不足                      年齢詐称による生年月日の不一致(年齢制限のある採用などで発生している)                      厚生年金の脱退手当金(1985年廃止)の受給者</p> <p>事業所の保険料未納(事業所の違法行為)</p>	<p>本人                      本人</p> <p>本人</p> <p>事業所</p>	<p>は保険料未納なので、救済策なし。                      は事情を説明できれば可能か？</p> <p>は、すでに年金権を放棄しているので救済対象にならない。                      給料明細書や職場仲間の証言などで救済可能か？</p>